

## 令和7年度富山県地籍調査事業計画変更

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和7年度における地籍調査事業計画を次のように変更しました。

令和7年11月21日

富山県知事 新 田 八 朗

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
射水市	射水市上野、本江針山、黒河、黒河新、川口、宮袋入会地、港町	令和7年11月21日から令和8年3月31日まで